

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人番号カード交付進捗管理システム	
行政機関等の名称	倉敷市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課、児島支所市民課、玉島支所市民課、水島支所市民課、真備支所市民課、庄支所市民係、茶屋町支所市民係、船穂支所市民税務係	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード交付申請者の、申請から交付に至るまでの情報を管理するために利用する。	
記録項目	1 個人番号、2 宛名番号、3 氏名、4 住所、5 年齢、6 性別、7 住民票コード、8 申請日、9 交付日、10 カード到着日、11 製造管理番号、12 個人番号カード発送日、13 交付通知発付日、14 勧奨通知発付日、15 破棄通知日、16 破棄日	
記録範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・倉敷市民のうち、窓口で個人番号カードの交付申請を行った者で注意すべき情報がある者。 ・倉敷市民のうち、個人番号カードの交付申請を行った者で、J-LISよりカードが届いた者。 	
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行／更新申請書 ・J-LISより送付されるカード発行一覧表 	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（支援措置対象者、居所登録者）	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	倉敷市総務部法務課情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市児島支所総務課 〒711-8565 倉敷市児島小川町3681番地3 倉敷市玉島支所総務課 〒713-8565 倉敷市玉島阿賀崎1丁目1番1号 倉敷市水島支所総務課 〒712-8565 倉敷市水島北幸町1番1号 倉敷市真備支所市民課 〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

--	--